

## “しがのプレミアムツアー” 企画造成支援事業費補助金交付要綱

### （趣 旨）

第1条 知事は、近江牛を核としたインバウンド観光“しがのプレミアムツアー”の推進に向けて、旅行会社が訪日観光客向けに“しがのプレミアムツアー”を企画造成し、旅行商品として販売するにあたって必要な広告経費に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、滋賀県補助金等交付規則（昭和48年滋賀県規則第9号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### （補助対象事業者）

第2条 この要綱における補助対象事業者は、次の各号のいずれにも該当する者をいう。

（1）国内の旅行会社

（2）滋賀県の県税に未納のない者

（3）個人にあつては本人、および営業所等の代表者、団体にあつては役員、管理人および支配人ならびに営業所等の代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与する等直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

キ イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している者

### （補助対象となる旅行商品）

第3条 補助金の対象となる旅行商品は、訪日外国人観光客向けで旅行企画の主要コンセプトに近江牛を据えているものであり、旅程に滋賀県内での飲食店（宿泊施設を含む）における近江牛料理の提供と滋賀県内の観光を含むものとする。

### （補助対象経費、補助対象期間等）

第4条 補助対象経費、補助対象期間、補助額および補助上限額、その他補助を受けるために必要な要件は別表1のとおりとする。

### （事業計画書の提出）

第5条 補助金の交付の申請をしようとするものは、事業計画申請書（様式第1号）に同様式で定める添付書類を添えて、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の内示)

第6条 知事は、前条に規定する事業計画書のあったときは、当該計画書の内容を審査し、補助事業として適切と認めるときは、別表1に掲げる補助対象経費のうち、必要かつ相当と認める経費について、予算の範囲内において、補助金の額の内示を行うものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書(様式第2号)を、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

(申請の取り下げ)

第8条 補助金交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定通知を受けた日から10日以内に、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(補助事業の変更等)

第9条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ補助事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第3号)を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 補助事業に要する経費または事業内容について、別表2に掲げる重要な変更をしようとするとき
- (2) 補助事業を中止または廃止しようとするとき

(実績報告)

第10条 規則第12条に規定する補助金実績報告書(様式第4号)に同様式で定める添付書類の提出期日は補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日または翌年度4月10日のいずれか早い期日とする。

(補助金の交付)

第11条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(補助金に係る経理)

第12条 補助事業者は、補助金に係る経理についてその収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(標準処理期間)

第13条 規則第4条の規定による補助金等の交付の決定は、同規則第3条の規定による申請があった日から起算して30日以内に行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年11月9日から施行し、平成29年度の補助金に適用する。

別表1

<p>I. 補助対象となる経費</p>	<p>(1)パンフレット、チラシ等(以下、「パンフレット等」という。)の印刷物の原稿・デザイン料および印刷費</p> <p>※パンフレット等の送料・梱包料は含まれない。</p>	<p>(2)インターネット旅行情報サイトでの旅行商品の広告・販売に要する原稿・デザイン料およびサイト掲載料</p>	<p>(3)訪日外国人向け情報誌への旅行商品の広告掲載に要する原稿・デザイン料および広告掲載料</p>
<p>※1 外部発注で発生した経費を対象とし、自社施工で生じる経費は補助対象としない。          ※2 補助対象外の旅行商品とあわせて掲載する場合は、総事業費を掲載商品数で除して、1旅行商品あたりの金額を積算したものを補助対象経費とする。</p>			
<p>II. 補助対象期間</p>	<p>交付決定の日から平成30年3月31日までに納品が完了されていること</p>	<p>交付決定の日から平成30年3月31日までの間のサイトの掲載であること</p> <p>※補助対象期間をまたぐ期間のサイト掲載については、補助対象期間のみが補助金対象となり、対象期間外は、補助金は交付されないので注意すること。</p>	<p>交付決定の日から平成30年3月31日までに情報誌への掲載が完了されていること</p>
<p>III. 補助額および補助上限額</p>	<p>補助上限額:1事業者につき30万円          ただし、実費を限度額とし、千円未満の額は切捨てとする。</p>		
<p>VI. その他補助にあたり必要な要件</p>	<p>当該旅行商品広告内に“しがのプレミアムツアー”のロゴマークを記載すること。</p>		
<p>V. 留意事項</p>	<p>1. 補助対象となるのは、交付決定日以降に着手したものに限る。          2. 補助対象経費は、消費税及び地方消費税を除いた額とする。          3. 補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがある。          4. ツアーの出発地、催行日数、最少催行人数、個人・団体の別は問わない。          (オプションツアーも対象となる。)</p>		

別表2 重要な変更

<p>事業内容の変更</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 補助対象経費総額の30%以上の増減が生じる規模の変更</li> <li>・ その他取組内容の大きな変更</li> </ul>
----------------	---